

八千代市教育大綱

平成28年3月



はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行されました。この法改正の結果、教育の施策の方針や根本となる大綱を、首長が主宰し、教育長及び教育委員が出席する総合教育会議における協議を経て、首長が策定することとなりました。八千代市では、総合教育会議において協議の結果、八千代市第4次総合計画後期基本計画の「義務教育」及び「文化財」の部分が大綱に該当すると考え、大綱を別途定めるのではなく、後期基本計画をもって代えることといたしました。

義務教育においては、子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし、安心してのびのびと学ぶことのできる環境や施設の整備、教育内容の一層の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって、健康で心豊かな人間性を育む教育環境づくりを推進します。

文化財においては、貴重な文化財を次代に継承していくために、郷土の歴史や文化に対する市民の理解と認識を深めるとともに、文化財の調査・研究に努め、保護と活用を図ります。

今後も、「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」、「ここに住みたい、住み続けたいまち やちよ」を実現するための柱の一つとして、教育文化都市をめざしてまいります。

平成28年3月

八千代市長 秋 葉 就 一

(1) 教育環境の整備

① 学校規模の適正化

- 今後の開発状況や児童生徒数の動向を見据えながら、通学区域の見直しを検討します。
- 将来のまちづくりの視点から、公共施設として重要な小中学校をどのように配置していくかを、全市的な視点に立って検討します。

② 施設・設備の整備

- 教育環境の充実・向上を図るため、各学校の状況を的確に把握し、空調設備の設置・トイレの改修・多様な情報端末でデジタル教材等を利用可能とする教育用コンピュータの再構築等、施設・設備の整備に努めます。

③ 地域とともに歩む学校づくり

- 学校支援地域本部を推進し、地域とともに歩む学校づくりに努めます。
- 小中学校、高等学校、特別支援学校、大学との連携を図り、教育を核とした地域づくりを推進します。

(2) 教育内容の充実

① 学習指導・生徒指導の充実

- 教職員の研究・研修を支援し、学習指導の向上に努めます。
- 教師と子どもの信頼関係を高め、学級経営の充実を図るとともに、家庭・地域社会・関係機関との連携を深めながら、積極的な生徒指導に努めます。

②新しい教育環境への対応

- 知識基盤社会[※]の時代を迎え、自立し、他者と協働して未来を切り開いていくグローバル人材[※]を育成するために、外国語活動を充実させるとともに教職員の資質向上に努めます。
- 豊かな知識・経験を有する人材の活用や、授業等への地域住民の参加など、地域に根ざした多様な教育活動に努めます。

③心の教育の推進

- 命の大切さを認識し、思いやりの心を育み、人間尊重の精神を、教育活動全体を通して醸成していきます。
- いじめ、不登校、さらには問題行動の未然防止や解消に向けて、家庭・地域社会・学校との連携を一層深めることに努めます。

④特別支援教育の充実

- 障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を積極的に推進し、インクルーシブ教育[※]の構築に努めます。
- 特別支援教育のあり方について理解を深め、「交流及び共同学習」を進め、学校全体で推進する体制の充実を図ります。
- 教育支援委員会（平成 28 年 4 月 18 日施行）や特別支援教育専門家チームなど、個々の障害に対応した相談・支援体制の充実を図ります。
- 特別支援学校など関係機関と連携し、一貫した支援のための体制づくりを進めます。
- 特別支援教育支援員・特別支援学級介添人の配置の充実を図り、個々のニーズに応じた、きめ細かな支援に努めます。

※知識基盤社会=新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会

※グローバル人材=国際的視野を養い、主体的に国際社会に参画していく人材

※インクルーシブ教育=特定の個人・集団を排除せず学習活動への参加を平等に保障することを目指し、ともに学ぶ仕組み

(3) 体育・健康・安全に関する指導の充実

① 体育・スポーツの充実

- 学校教育活動全体で行う体育活動の推進により、心身の健康の保持・増進を図り、生涯にわたるスポーツライフの基盤づくりの充実に努めます。

② 健康教育の充実

- 児童生徒が生涯にわたって健康で安全な生活を送るために、自分の健康に関心を持ち、「自分の体は自分で守る」意識を育て、健康教育の充実を図ります。

③ 安全教育の推進

- 児童生徒が生涯にわたって健康で安全な生活を送るために、危険予知能力を育て、安全教育の推進を図ります。
- 児童生徒を見守る地域ぐるみの安全体制の整備・推進に努めます。

④ 食育の推進

- 地産地消^{*}に努め、安全・安心でバランスの良い給食を提供するため、施設・設備の衛生管理の徹底及び運営の効率化を図ります。
- 八千代市の公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針と実施要領に基づき、食物アレルギーのある児童生徒が安心して学校生活が過ごせるよう対応に努めます。
- 望ましい食習慣の育成のために、家庭・地域と連携し、食育の推進に努めます。

^{*}地産地消＝地元で生産されたものを、地元で消費すること

(1)文化財の保護と活用

①文化財調査の推進

○文化財の調査・研究に努め、重要なものを市の文化財に指定し、保護と活用を図ります。

②文化財の保護

○文化財を次代に継承していくため、文化財保護の普及・啓発に努めるとともに、維持管理の支援やその後継者の育成を図ります。

③伝統文化の継承

- 伝統文化や民俗文化の保存や継承のための基礎調査を推進します。
- 社会や環境の変化に伴い変貌している伝統文化について、映像や音声による記録保存や復活などにむけた資料の調査・整理に努め、その振興を図ります。

④文化財説明板設置・更新

○更新時期をむかえた文化財説明板や、未設置の市指定文化財などの文化財説明板の設置・更新を図ります。

(2)文化資料の収集・保存・活用

①保存・展示施設の充実

- 文化財の適切な保存・管理を図るとともに、一般公開や企画展の開催のため、保存・展示施設の充実を図ります。
- 伝統文化の保存伝承及び後継者の育成のため、文化伝承館の維持管理、充実を図ります。

②資料の収集と活用

○収集した資料の活用のため講座・常設展・企画展の充実を図ります。

(3) 埋蔵文化財の保護と活用

① 発掘調査体制の整備

- 貴重な埋蔵文化財が開発により失われることがないように、関係機関との連携を強化し、遺跡調査や発掘体制の整備・充実を図ります。

② 整理事業の推進と活用

- 出土資料の整理事業に積極的に取り組むとともに、資料を活用した学習機会の提供に努めます。

③ 保管整理場所等の一元化

- 整理事業の効率化を促進するため、整理作業と出土資料の保管場所の一元化を図ります。

平成28年3月 八千代市

担当 八千代市教育委員会 教育総務課

住所 〒276-0045

千葉県八千代市大和田138-2

TEL 047-481-0300

FAX 047-486-3199

URL <http://www.city.yachiyo.chiba.jp>

E-mail kyousoumu1@city.yachiyo.chiba.jp